

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 総合評価の具体的な評価方法

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評価の具体的な評価方法

平成27年 6 月19日付け27消安第1862号消費・安全局総務課長通知

令和 2 年 6 月29日 一部改正

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年 4 月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の総合評価の具体的な評価方法を次のように定める。

1 評価の基本的考え方

- （1）年度評価については、当該事業年度における業務の実績の全体について、原則としてセンターの年度目標の項目別評価よりさらに細分化した評価（以下「小項目」という。）を評価単位とし、小項目の評価、小項目の評価を踏まえた項目別評価（以下「中項目」という。）、これら各項目の評価結果を踏まえつつ特殊事情等も総合的に勘案した上での総合評価の3段階で行うものとする。なお、各項目は別に定めるものとする。
- （2）効率化評価については、（1）の例に準じて行うものとする。

2 年度評価の方法

（1）小項目の評価方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すものとして、評価に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評価

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

（2）中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各小項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「小項目の数 $\times$ 2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評価の方法

- ① 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評価結果の点数化の際に、換算係数として、「1 / (属する中項目で、業務実績があるものの数)」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

- ② ①において、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評価とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各中項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「中項目の数 $\times$ 2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評価を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げを行うなど、評価の指針を踏まえて評価を行う。

3 効率化評価の方法

2の「年度評価の方法」を準用する。ただし、(3)の①に定める換算係数は適用しない。

4 その他の留意事項

- (1) 評価項目としているが、要請に応じて業務を行うこととされているものや当該年度に業務を実施しないこととされているものなどについて、当該年度にその業務について要請等がなかった場合には、当該項目の評価を行わないものとする。
- (2) 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

別に定めるもの

○令和5年度目標に定められた評価項目

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
● 総合評定			
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
○ 肥料及び土壌改良資材関係業務	高		
◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務(実施率：100%)			
◇ ② 登録関係業務			
◇ ア 登録調査(標準処理期間内の処理率：100%)			
◇ イ 生産工程変更相談(処理率：100%)			
◇ ③ 立入検査等業務			
◇ ア 肥料の立入検査等業務(標準処理期間内の処理率：100%)			
◇ イ 土壌改良資材の立入検査業務(標準処理期間内の処理率：100%)			
◇ ④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務(処理率:100%)			
◇ ⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 (肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況)			
ア 国内の未利用資源の肥料利用拡大に向けての必要な対応	高		
イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理			
ウ 仮登録や公定規格改正の申出			
エ 放射性セシウムの測定			
オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリド			
(ア) クロピラリド測定			
(イ) クロピラリドに関する取組周知			
カ 肥料の外部精度管理試験に関する技術的助言	高		
◇ ⑥ 調査研究業務(調査研究業務の実施状況)			
○ 農薬関係業務	高	高	
◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務(実施率：100%)			
◇ ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務			
◇ ア 登録審査(アの標準処理期間内の処理率:100%)			
(ア) 基準値設定必要農薬			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
(イ) 基準値設定不要農 ◇ イ 再評価(イの標準処理期間内の処理率：100%) ◇ ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務(標準処理期間内の処理率：100%) ◇ ④ 農薬の立入検査等業務(標準処理期間内の処理率：100%) ア 立入検査 イ 集取分析 ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ◇ ア 農薬の登録審査に附帯する業務(国際調和)(技術的知見の提供) (ア) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析 (イ) 国際規格の設定等の議論に関しての、FAMICの技術的知見に基づいた支援 イ 農薬の登録審査の質の向上等に資する取組 ◇ (ア) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握(結果報告) ◇ (イ) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討(技術的知見の提供) (ウ) 再評価の試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応 ◇ ⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務(標準処理期間内の処理率：100%) ◇ ⑦ 調査研究業務(調査研究業務の実施状況)	高 高 高 高	高	
○ 飼料及び飼料添加物関係業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務(実施率：100%) ◇ ② 立入検査等業務 ◇ ア 飼料等の立入検査等業務(立入検査等に係る結果報告 標準処理期間内の処理率：100%) (ア) 立入検査等に係る結果報告 ◇ (イ) 大臣確認検査業務(大臣確認検査 実施率：100%) ◇ イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務(立入検査等に係る結果報告 実施率：100%)			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
③ 安全性確保に関する検査等業務 ◇ ア 基準・規格等の妥当性調査(実施率：100%) イ サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査等 ◇ ウ 適合性の維持(ISO/IEC 17025 への適合性の維持) ◇ ④ 検定等関係業務(標準処理期間内の処理率:100%) ⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 ◇ ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (実施率：100%) (ア) 抗菌剤 GMP ガイドライン及び GMP ガイドライン適合確認申請検査 (イ) ペットフード用及び肥料用肉骨粉等センター確認 (ウ) 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者 (エ) 輸出証明検査 (オ) エコフィード及び UC オイル検査 ◇ イ 飼料の安全確保及び品質の向上のための研修及び技術的助言等(講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況) (ア) 飼料製造管理者認定講習会及び GMP ガイドライン講習会 (イ) 外部精度管理試験に関する技術的指導 ◇ ⑥ 国際関係業務(飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施) ◇ ⑦ 調査研究業務(調査研究業務の実施状況)	高 高		
○ 食品表示の監視に関する業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急命令等業務(実施率:100%) ② 食品表示法に基づく立入検査等業務 ◇ ア 立入検査(標準処理期間内の報告処理率:100%) ◇ イ 行政部局要請検査(報告処理率：100%) ◇ ③ 食品表示の科学的検査業務(原産地表示検査の実施率：100%)	高		

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
◇ イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査(調査実施率 100%) ◇ ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務(検査実施率：100%) (ア) 登録発行機関、登録認定機関等に対する立入検査 (イ) 行政部局の要請による調査			
○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急命令等業務(実施率:100%) ◇ ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（実施率：100%） ◇ ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（実施率：100%） ◇ ④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務（実施率：100%） ◇ ⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持(ISO/IEC 17025 への適合性の維持)	高 高		
○ その他の業務 ◇ (1) カルタヘナ法関係業務(実施率：100%) (2) 情報提供業務 ◇ ① ホームページ等による情報提供(顧客満足度:3.5 以上) ◇ ② 事業者等からの講師派遣依頼等(顧客満足度:3.5 以上) ◇ ③ 講習会の開催(顧客満足度：3.5 以上) (3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 ◇ ① 分析業務の精度管理(外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%) ◇ ② 技術研修の実施（実施率：100%） (4) 関係機関との連携 ◇ ① 国民生活センターとの連携(研修・講座の開催についての連携) ◇ ② 国際技術協力要請(実施率：100%)			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
業務運営の効率化に関する事項			
○ 業務運営コストの縮減			
◇ 一般管理費削減率(一般管理費削減率（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）：3%以上)			
◇ 業務経費削減率(業務経費削減率（消費者物価指数による影響額を除く。）：1%以上)			
○ 人件費の削減等			
◇ 人件費の削減(人件費（令和4年度予算額以下）ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)			
○ 調達等合理化の取組			
◇ 一者応札・応募等の改善（一者応札・応募等の改善状況）			
◇ 随意契約によりことができる事由の明確化（随意契約によりことができる事由の明確化）			
◇ 契約監視委員会における点検・見直し(契約監視委員会における点検・見直しの状況)			
○ 情報システムの整備及び管理			
◇ 情報システムの整備及び管理の取組状況(情報システムの整備及び管理の取組状況)			
財務内容の改善に関する事項			
○ 保有資産の見直し等			
◇ 保有資産の見直し状況(保有資産の見直し状況)			
○ 自己収入の確保			
◇ 自己収入確保の状況(自己収入確保の状況)			
○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			
◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組			
◇ 法人運営における資金の配分状況			
○ 短期借入金			
◇ 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
その他業務運営に関する重要事項			
○ 職員の人事に関する計画			
◇ 人材確保・育成の状況（人材確保・育成の状況）			
◇ 人事評価システム（人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し）			
◇ 女性の登用（女性登用の促進状況）			
○ 内部統制の充実・強化			
◇ 基本理念（運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況）			
◇ リスク評価（リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況）			
◇ ガバナンス（ガバナンスの確保及び法令遵守状況）			
◇ 監事監査（監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況）			
◇ 法人文書管理（法人文書の管理、情報の公開及び個人情報保護に関する対応状況）			
◇ 事故・災害の未然防止（事故及び災害の未然防止に係る体制の整備）			
◇ 環境負荷低減（環境負荷の低減に資する物品調達状況）			
◇ 防災体制（防災体制等の見直し状況）			
○ 業務運営の改善			
◇ 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況（法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況）			
○ 情報セキュリティ対策の推進			
◇ 情報セキュリティ（情報セキュリティ取組状況）			
◇ 情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア（情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 5.1（令和4年3月22日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断のスコア：平均4.0以上）			
○ 施設及び設備に関する計画			
◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施			
○ 積立金の処分に係る事項			
◇ 積立金の処分			